

憲法週間行事

～当日あった質問～

ここでは午前の部の説明会「よくわかる！成年後見制度」で参加者の方から出た質問と、その答えをまとめました。

Q.成年後見人等の申立ての費用や必要書類はどのようになっていますか？

A.まず、申立てにかかる費用の点ですが、前橋家庭裁判所では、次の収入印紙と郵便切手を納めていただいています。鑑定を行う場合には、これとは別に鑑定料を納めていただきます。鑑定料は、主治医の先生が行う場合は5万円以下のことが多く、その他の先生が行う場合は10万円以下のことが多くなっています。

1 収入印紙


申立手数料 800円

(保佐や補助の申立てで、代理権や同意権の付与の申立てもする場合には、さらにそれぞれ800円の収入印紙が必要になります。)

後見登記手数料 2600円

2 郵便切手

4480円 (500円×6枚, 100円×3枚, 82円×10枚, 50円×3枚, 20円×5枚, 10円×10枚, 1円×10枚)



次に、必要書類ですが、次の①から⑭の書類を提出していただくことになります。

- ① 申立書
- ② 委任状（弁護士の代理人がいる場合）
- ③ 本人の診断書及び附票（「障害者手帳」などをお持ちの場合はその写しも提出してください。）
- ④ 本人の戸籍謄本（現在のものだけで可）
- ⑤ 本人の住民票又は戸籍附票
- ⑥ 後見人等候補者の住民票又は戸籍附票
- ⑦ 本人の登記されていないことの証明書（候補者の証明書は必要ありません）
- ⑧ 申立事情説明書
- ⑨ 年間収支予定表
- ⑩ 財産目録
- ⑪ 本人の財産及び収支に関する資料
- ⑫ 後見人等候補者事情説明書
- ⑬ 親族関係図
- ⑭ 親族同意書

Q. 専門職（弁護士，司法書士，社会福祉士など）が成年後見人等に選任されるのは、どのような場合ですか？

A. 候補者がいない場合はもちろんですが、ご親族の中で、誰を成年後見人にするかについて対立がある場合や、ご本人について、訴訟や調停、債務整理を行うなどの法的手続が予定されている場合などがあります。



Q. 成年後見人が選任されるまでに、どのくらい時間がかかりますか？

A. 事案の内容にもよりますが、最短（診断書や受理面接の内容から、鑑定を省略できる事案で、申立人が成年後見人としての適性もあるような事案）でも、選任されるまでには、1か月から1か月半程度の時間を要します。そこから審判が確定するまでの期間を考慮すると、2か月程度で成年後見人として活動ができるようになります。

Q. 後見制度支援信託とはどのようなものですか？

A. ご本人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことです。成年後見と未成年後見において利用することができます。信託財産は元本が保証され、預金保険制度の保護対象にもなります。

後見制度支援信託を利用すると、信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするにはあらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要となります。

○沢山の御参加ありがとうございました○